

南丹市国民健康保険運営協議会議

日 時 令和 8 年 8 月 28 日（金）午後 1 時 30 分～3 時

会 場 南丹市役所 2 号庁舎 1 階 102 会議室

出席者

- 被保険者代表 竹原委員、麻田委員、シャウベッカー委員、勝山委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 秋田委員、竹中委員
- 公益代表 榎原委員、田井委員、今井委員
- 事務局
浅田市民部長、市民課 藤林課長、吉田課長補佐、内藤課長補佐兼保険年金係長、
出野主事、佐川主事
- 関係課 健幸まちづくり課 前課長補佐

欠席者

辰巳委員、高屋委員、桂 委員、坂井委員

会議録

1. 開会

事務局： 本日会長におかれましては、出席予定としておりましたが、昨夜の大雨による電車の運休により欠席との連絡をいただいております。

つきましては規則第 5 条第 3 項の規定により副会長に会長の職務を代行して頂きます。

次に、本協議会は「南丹市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、会議録をホームページで公開しております。そのため記録用として録音を行っております。

会議録は後日市ホームページにて公開いたしますのであらかじめご了承ください。

<出席状況の報告>

事務局： 本日の欠席委員につきましては、桂委員・辰巳委員・高屋委員・坂井委員の 4 名となっております。本協議会の委員総数 13 名のうち、本日出席の委員は合計 9 名で過半数に達しておりますので、規則第 7 条第 2 項により本協議会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

2. 挨拶

副会長： 失礼します。皆さんご苦勞様でございます。

夕べの雨は久しぶりに降っていいなと思っていて、でも降り過ぎたようでこんな事になっています。

さっき JR の表示を見たら嵯峨野線はまだ真っ赤で止まっていました。そんな時ですけど

も、皆さんそれぞれにお集まりいただきましてありがとうございます。

南丹市の国民健康保険の執行がうまくいって、市民の皆さんが十分にそれを利用・負担していただける事を皆さんと共に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局： 規則第 7 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が行うこととなっておりますが、会長の代行である副会長に議事の進行をお願いしたいと思います。副会長よろしくお願いいたします。

<会議録署名人の指名>

議長： 規則第 9 条第 2 項の規定により本協議会の会議録の署名人を指名させていただきます。麻田委員様と田井委員様を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3. 議事（1）令和 7 年度南丹市国民健康保険事業の報告について

事務局： 令和 3 年度から 7 年度までの年度末における被保険者数を示しています。令和 7 年度末の被保険者数は 5,498 人で、前年度令和 6 年度末の 5,828 人から 330 人減少しております。年齢層別の内訳は 0 歳から 39 歳で 1,041 人、40 歳から 64 歳で 1,874 人、65 歳から 74 歳で 2,583 人となっており、構成比率はここ近年で大きく変動はありません。少子高齢化が進む中、若い世代の国保に加入される数に比べて 75 歳到達による後期高齢者医療保険への移行者が多いことや、社会保険適用拡大等により国民健康保険被保険者数は年々減少しております。

令和 7 年度末の年齢別加入者の状況について説明します。青色が国保被保険者、赤色が南丹市の人口です。75 歳以上を除く 0 歳から 74 歳を 5 歳刻みに示しており、75 歳以上を除く南丹市人口に対して、国保の加入者の割合は 24.5%です。このグラフでご覧いただける通り、65 歳から青のグラフが伸びており、人口と被保険者数を同年齢層で比較しますと、割合として 65 歳から 69 歳が 47%であるのに対して、70 歳から 74 歳が 73.4%となっており、年齢が上がるにつれて加入率は高まる傾向にあります。

医療費の状況について、5 か年の医療費の推移をグラフにしています。青棒グラフが医療費で、赤の折れ線グラフが 1 人当たりの医療費です。医療費ですが、令和 6 年度と 7 年度を比べますと、令和 6 年度の 26 億 9,951 万 7,000 円に対しまして、7 年度は 25 億 3,177 万 4,000 円と 1 億 6,774 万 3,000 円減少しております。医療費の減少率と被保険者の減少率がほぼ同じでしたので、被保険者数減少の影響が大きいと思われます。また 1 人当たりの医療費は、ここ近年ほぼ横ばいで推移しています。京都府国民健康保険団体連合会の医療費分析を基に令和 6 年度と 7 年度を比較しましたので、その状況についてお伝えします。入院と歯科では医療費総額は減少しておりましたが、令和 7 年度の方が受診率が高く 1 人当たりの医療費も増えていました。また外来では、受診率は減少しており 1 人当たりの医療費も減少していました。外来では、腫瘍系の新生物の疾患において大幅に医療費が減少しており、

1人当たりの医療費についても大きく減少しました。本市国保における医療費で見た上位疾患としましては悪性新生物が一番多く、その次に心疾患、神経系の疾患、糖尿病、腎不全が続いて多い状況です。

保健事業の状況について説明します。特定健診・特定保健指導は、平成20年4月から生活習慣病予防のために実施が義務付けられ、南丹市でも4月・5月に集団健診を、5月から9月までは医療機関における個別健診を実施しております。また、その結果を基に該当者に対して特定保健指導を行っております。対象者は40歳から74歳の被保険者です。この資料は、国への法定報告に基づいており、令和6年度が最新の数値となっております。特定健診では1,811人が受診し、令和6年度の受診率は42.6%で前年度から1%増えております。特定保健指導では、特定保健指導を開始した人のうち、特定保健指導を終了した率が前年度より増加しました。

被保険者の病気の早期発見・予防により健康増進を図っていただくため、人間ドックの費用助成を行っております。人間ドックの費用額の7割相当額を補助しております。令和7年度では327件の助成を行っております。前年度と比較して1割程度減少しております。

糖尿病性腎症重症予防化の取組みについて説明します。この事業では医療機関と連携を取りながら、人工透析への移行を防止し健康寿命の延伸を図ることを目的として実施しています。要精密検査未受診者への受診勧奨を行った人数は15名で、そのうち受診に繋がった方は1名となっております。また糖尿病の治療中断者7名に対して受診勧奨を行い、3名が医療機関へ受診されています。ハイリスク者対策では対象者が14名、そのうち保健指導を実施できた人数が4名となっています。その他の腎症化予防の取組みとしては、慢性腎臓病予防教室を行っており、対象者573名に案内を行い22名の方が参加されております。

スマホ de ドックの取組みについて報告します。この事業では、自宅で気軽に簡単に血液検査キットを用いて健康状態をチェックすることができ、今後の特定健診およびメタボ予防健診受診への動機付けとなることを目的としております。健診未受診者で、特定健診対象者の掘り起こしを目的に、令和7年度中に満27歳から49歳に到達する方のうち、奇数歳になる方を対象として案内いたしました。対象者388名に対して申込者19名です。申込者へ市民健診の受診勧奨を行い、13名中1名の方が市民健診に申し込みをされました。令和7年度には、スマホ de ドック受診後のフォローを実施し、検査結果がC・D判定の方を対象に、健康相談会への案内とアンケートを実施しました。健康相談への申し込みがなかったため電話でのアプローチを行い、栄養士や保健師から結果に基づく保健指導を6名の方に行いました。

医療費の適正化では、被保険者の健康管理および医療費への関心を高めることを目的として、医療費通知・後発医薬品差額通知および重複服薬通知を行いました。第三者行為求償事務では、交通事故や他人の飼い犬に噛まれたなど、自分以外の第三者から傷病を受けた場合、市国保が立て替えて、後から加害者に請求します。令和7年度は1件該当がありました。資格喪失後に受診された医療費の返還通知については、国民健康保険団体連合会のレセプト点検におきまして、被保険者の資格過誤として抽出されたものを確認し、資格喪失後の受診分医療費を、保険者間での調整や本人への直接請求を行いました。保険者間調整は、10

名で12件、本人への直接請求は、13名で54件行っております。療養費適正化事業では、柔道整復・はり師・きゅう師・あんま師・マッサージ師の施術に係る療養費支給申請書の内容点検および、被保険者への施術内容等の照会を行うことによって、療養費の適正化を図るとともに被保険者に療養費の正しい知識の普及啓発を図ってまいりました。

保険税の状況について説明します。こちらは前年中の所得金額を基に、当該年度の国民健康保険税の年額を確定した時点における保険税の算定額の状況です。令和3年度から7年度分を掲載しております。令和7年度は6年度と比較して保険税の算定額の総額は令和6年度の5億6,087万5,000円に対して、令和7年度は6億1,701万7,800円と5,614万2,800円増加し、1人当たりの保険税額についても1万5,886円増加しました。これは、令和7年度に保険税率の改定を行ったことなどが大きな要因と考えられます。

国民健康保険税の収納率の状況を説明します。こちらの資料につきましても、令和3年度から7年度分を記載しております。令和7年度分につきましては、現年度分の収納率が95.61%、滞納繰越分の収納率が27.43%となっており、いずれにおきましても令和6年度の収納率を上回る結果となりました。

収納率向上のための取り組みとして、令和7年4月より地方税統一QRコードを利用した収納を開始しました。これにより、全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納付や、スマートフォン決済の拡充、地方税お支払いサイトからのインターネットバンキングおよびクレジットカードによる納付も可能となり、支払い方法の拡充に努めております。また令和2年1月から原則化をお願いしております、普通徴収における口座振替率は、令和7年度は55.83%となっており、令和6年度と比較しますと1.27%低下しております。

次に南丹市国民健康保険事業特別会計の収支状況について説明します。令和7年度の歳入については、単年度収入が31億3,736万5,973円で、主に保険税や国や府からの交付金を含んでいます。次に、基金繰入金が7,780万1,000円、前年度繰越金が4,127万241円で、歳入合計は32億5,643万7,214円となりました。歳出は単年度支出が31億7,951万1,117円で、主に保険給付費と京都府に納める納付金となっています。基金積立金が2,114万9,000円で、合計は32億66万817円となりました。歳入歳出差引額は5,577万6,397円となり令和8年度に繰り越しています。

令和7年度の事業報告については以上となります。

議長： ただいま事務局より説明がありました令和7年度南丹市国民健康保険事業の報告についてご質問がありましたらどうぞ。

委員： 15ページの収納率向上のための取組みで、令和7年4月から新たに取り組みが開始されたといいますが、eL-QRというやつですね。こちらの方で分かればいいんですけども、これを使つての収納率というのはどれくらいですか。新しく始まったところですし、これが収納率向上に寄与していればいいなと思うところです。分からなければ結構です。

事務局： 令和7年度の納付方法別の収納状況ですが、口座振替の方が大体55%くらい、年金特徴と

ということで、年金から天引きしている方が大体 13%くらい。それ以外の自主納付ということで、納付書を使って納付している方が 32%くらいになるんですけども、その中の大体 12%がこの QR コードを利用して納付している方となっていて、アプリなどを使って納付している方が大体 3%ほど占めています。こちらが QR コードを利用されている方の収納状況になります。

委 員： 医療費の適正化という 12 ページのところで、上の 3 つ、医療費通知年 4 回、重複服薬通知年 1 回、後発医薬品差額通知年 2 回を行っているという話ですが、その結果がどうなのかという所までお伝えいただかないとどうかなと。やっているというだけでは効果が分からないと思います。

事務局： こちらの振り返りも一定しておりまして、効果が出ているかどうかの把握がまだしっかり出ていませんので、次回以降でお伝えできるようにさせていただきます。

事務局： 参考にジェネリック医薬品の使用率ですが、令和 7 年度末で入院外来合わせて 86.7%となっています。

委 員： それは上がっていているという事ですか。

事務局： 手元には令和 7 年 3 月から 2 月までの数値しかないんですけども、その数値によると横這いになっています。前年度の資料はありませんので分かりませんが。

議 長： 他にお気づきの点などありましたら。ご遠慮なくどうぞ。よろしいでしょうか。
それではこれで令和 7 年度の件につきましては議事を終了したいと思います。

続きまして議事の（2）令和 8 年度南丹市国民健康保険事業の概況について事務局から説明をお願いいたします。

議事（2）「令和 8 年度南丹市国民健康保険事業の概況について」

事務局： 4 月から 7 月の各月の世帯数と被保険者数の状況を、上段に令和 7 年度、下段に令和 8 年度の数に記載しております。最下段が令和 7 年度、令和 8 年度それぞれの 4 月から 7 月の平均となっております。世帯数・被保険者数ともに減少しています。

次に 4 月から 7 月の 4 か月間の給付状況について、上の表では令和 7 年度の状況、下の表では令和 8 年度の状況を記載しています。令和 8 年度では療養給付費・療養費・高額療養費合わせて 5 億 7,759 万 4,102 円で、1 人当たり給付費は月平均 33,184 円となっており、令和 7 年度の 29,196 円と比較しますと 3,988 円増加しています。

保健事業の実施についてですが、過去の取組の成果や課題を踏まえてより効果的・効率的に

保健事業を実施するため、南丹市では令和 6 年 3 月に第 3 期データヘルス計画および第 4 期特定健康審査等実施計画を一体的に策定しました。データヘルス計画では、データ分析に基づく保健事業の実施内容やその目的・目標を、特定健康審査等実施計画は保険事業の中核をなす特定健診・特定保健指導の実施方法や目標等をそれぞれ定めたもので、いずれも被保険者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、その結果として医療費の適正化に資することを目的としております。

令和 8 年度においては、特定保健指導率の向上を目的として集団健診会場で保健師・管理栄養士等による初回面談を実施しました。また現在健幸まちづくり課において健診結果に基づく保健指導の案内を送付し、指導を受けることを促す電話連絡等を並行して行っております。

令和 8 年度の保険税の状況について説明させていただきます。こちらは令和 8 年度の本算定時点での状況を掲載しております。令和 8 年度より国の施策として、子どもや子育てを社会全体で支える制度「子ども・子育て支援金制度」が創設されたことに伴い、保険税について従来の保険税に子ども・子育て支援金に係る保険税を合わせて納付いただくことになりました。課税総額は 6 億 2,107 万 7,300 円となり、1 人当たりの保険税は 11 万 374 円で令和 7 年度の 10 万 3,770 円に対して 6,604 円増えています。

令和 8 年度の南丹市国民健康保険事業の概況については以上となります。

議長： ただいま事務局より説明がありました、令和 8 年度南丹市国民健康保険事業の概況について質問がありましたらお受けいたします。

委員： 細かいことですが、20 ページの生活習慣病の発症予防と重症化予防を行い健康寿命を延伸するという所で、がん対策とたばこ対策は具体的にどのようなものでしょうか。

事務局： がん対策につきましては、集団健診で特定健診とセットで総合健診という形で受診できるような体制をとっております、京都府内の中でも南丹市は受診率が高いと評価をいただいております。がん対策は、個別健診、女性の検診は 12 月まで個別健診や市民健診・集団健診が終了後も実施する形で、出来るだけ多くの女性の方に年 1 回ですけれども受けていただけるように取り組んでおります。

それ以外、たばこ対策につきましては、令和 7 年 4 月に受動喫煙防止条例を施行いたしまして、市民さんも色んな企業やお店の方も皆さんが受動喫煙に意識を持って、積極的に受動喫煙を防止していきたいという所を束ねていく取組みを推奨しております。また個別に禁煙したい方については、日吉のゆう薬局さんと提携させていただきまして、防煙教室という形で個別に禁煙される方に直接薬剤師さんや保健師さんがアドバイスする機会を設けております。以上です。

議長： 他はどうでしょうか。もし提案などあればそれも言っていただければと思います。それでは無さそうなので、この辺りで 2 つ目を終了といたします。

続きまして令和 8 年度の財政調整基金の状況についてに移らせていただきます。

議事 (3) 「財政調整基金の状況について」

事務局： それでは財政調整基金の状況について報告させていただきます。

合併した平成 18 年度と令和 3 年度から令和 7 年度分の期末基金残高を示しています。令和 7 年度は 7,780 万 1,000 円を取り崩し、2,114 万 9,000 円を積み立てました。令和 7 年度期末における残高は 1 億 5,752 万 6,763 円となっております。

次のページでは、基金残高の状況を棒グラフにして示しておりますのでご覧ください。以上となります。

議長： 基金残高の推移について何かご質問等ありましたらお願いいたします。

委員： 基金残高の推移ですけども、令和 4 年度から見比べてもう半分くらいの金額になっていますけども、これはもうそうになっていくというか、今後の見通しやそれに対する対応などがありますか。

事務局： 基金の適正な残高というものが国の方からも示されていますが、それによりますと 1 億 2,000 万円くらいが適正水準となっています。平成 30 年から国保の運営状況につきましては、京都府の方で運営を担うことになっていますが、そうなる以前の参考としての国の指数になりますので、平成 30 年度以降は京都府がお金が足りなくなったらある程度責任を持ってくれる事になっています。平成 30 年以降、国の方からの適正な基金状況についての通達は無いんですけども、先ほど言いました以前の通達に基づいた基金残高を参考にしながらこの基金の状況を保っていけたらと思っています。

委員： 1 億 2,000 万円くらいが一応、南丹市の残高があれば目標としては良いと。それを切って運営が難しくなってくると府が対応してくれるという事ですか。

事務局： 急な医療費、1 件当たり大きな医療費等がかかった場合に基金を保有している状況ですので、そういう事のためにも置いておけたらと思っています。

議長： 他はよろしいでしょうか。とりあえず今の残高は問題ないという事で今年もいけそうということですね。よろしいですか。

それでは次の (4) 今後の予定についてお願いします。

議事 (4) 「今後の予定について」

事務局： 今後の予定について説明いたします。来年度、令和 9 年度の国民健康保険税の税率を決める

までの流れになります。南丹市が京都府に納める納付金については、例年 11 月下旬に京都府から仮算定結果が通知されますので、南丹市長から保険税について税率の改定が必要となった場合は本協議会に諮問します。委員の皆様にご意見を頂戴しまして税率について市長へ答申するという流れになります。

京都府に納める納付金の仮算定結果通知後、12 月中下旬に市長の諮問による第 2 回協議会を開催させていただきます。京都府から納付金額決定額と標準保険税率が提示された後の 2 月上旬までに協議会を開催させていただき、南丹市の保険税率を本協議会で協議いただき市長へ答申して参ります。委員の皆様にはお忙しい中、貴重なお時間をいただくこととなりますが、その際にはご協力賜りますようお願いいたします。

議 長： この件については予定ですので、特に質問は無いと思いますので、あとは事務局の方でお願いいたします。

4. その他

事務局： 事務局から 2 点ほどご報告いたします。まず、国における保険料の統一化の動きについてですが、国では保険料負担の公平性や国保財政の安定化を図るため保険料の完全統一を進めております。完全統一化とは、京都府内であれば同じ所得・世帯構成であれば、どの市町村に住んでいても全く同じ保険料にするという仕組みのことです。完全統一について原則、令和 15 年度まで遅くとも 18 年度には達成するように方向性が示されました。京都府において保険料の統一化に向けたスケジュールや方針が正式に示されましたら、また本協議会にて報告させていただきます。以上国民健康保険料の統一化についての情報提供とさせていただきます。

事務局： 全国都市緑化フェア in 京都丹波が 9 月 18 日から 11 月 8 日までの間、亀岡市・南丹市・京丹波町で開催されます。南丹市でも期間中、様々なイベントが開催されますのでぜひご参加ください。

もう 1 つ、南丹市の人権教育講座第 2 講が 9 月 27 日日曜日、日吉の生涯学習センターで開催されますのでこちらにつきましても是非ご参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局： 全体を通しまして何かございませんか。

(意見・質問なし)

事務局： 先ほどもご説明いたしました通り、第 2 回の運営協議会を 12 月中旬ごろに開催を予定しております。時期が近づいてまいりましたらご案内いたしますのでご出席賜りますようお願いいたします。

5. 閉会 あいさつ

市民部長： 本日は何かとお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また慎重審議、貴重なご意見をいただきありがとうございます。副会長様には会長不在という突発事態となりましたが、事務局の急なお願いにも関わらずご対応いただきまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

先ほど課長からも報告をさせていただきましたとおり、国民健康保険税の統一化という動きがあります。国や京都府の動きを注視しながら皆様にも情報提供させていただき連携していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが閉会のご挨拶とさせていただきます。今後ともご指導いただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局： 以上で令和8年度第1回南丹市国民健康保険運営協議会を終了いたします。委員の皆様本日は誠にありがとうございました。どうぞお気を付けてお帰りくださいませ。